

(仮称) 認知症の人にやさしいまちづくり条例における  
事故救済制度に関する規定(案)について

1 部会の意見を踏まえた規定(案)

- 市は、認知症と診断された人による事故について、別に定める上限の範囲内で、委員会の判定に基づき、給付金を支給する。

2 規定(案)にいたる前提

(1) 救済制度のタイプ

- プランⅠとプランⅡ(参考資料4の1参照)のいずれにするかは、今後、財源の規模を含め運用等を検討する中で判断すればよいとの意見であったため(実際、具体的な運用を踏まえて方向が定まるもの)、どちらのプランでも対応できる記載とした(責任能力の有無については触れない形で記載)。
- 事故によって、認知症の人ご本人が亡くなったり、障害を負われたりした場合のご遺族やご本人に対する支援については、引き続き検討することとし、これらの支援を行う場合、行わない場合のどちらでも対応できる記載とした。

(2) 救済対象を認知症の人に限定すること

- 次に掲げる視点を踏まえ、まずは認知症の人に限定して、救済制度を創設することについて異論は無かったため、認知症の人を対象とすることにした。

- ・ 認知症は加齢によって引き起こされる可能性が高く誰もがなりうる。
- ・ 救済制度をつくることで認知症の人への行動制限を少しでも減らすことが出来るのであれば、認知症の人にやさしいまちづくりのための一つの方策となる。
- ・ モデル事業的に、まずは認知症の人に限定した制度を創設・運用することとし、制度が上手く機能する場合は、今後、他の精神障害等に対象を拡大することも考えられる。

## 2 規定（案）での表現

### (1) 「認知症と診断された人」について

- 認知症の定義は、介護保険法の定義（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態）と同じ定義とすることとした。
  
- 事故救済制度の対象には、認知症の疑いがある人は含まないこととした。
  
- 事故救済制度の対象となる認知症の判定は、診断で行うことに異論はなかったため、診断された人を対象とするよう記載した。（介護保険の認知症にかかる日常生活自立度判定基準ではない。）
  
- 認知症と診断された人全員を対象とするのか、診断により一定の容態の人に絞って対象とするのかは、今後検討していくこととした。
  
- 診断は原則事前に行うものとするが、事故の後日に認知症が判明した場合など、やむを得ない場合については救済することも含めて、検討することとした。
  
- 下記の課題については、今後、具体的な運用を踏まえ、本部会とは別に、検討していくこととする。
  - ① 診断をどの機関で実施するか。
  - ② 認知症検診制度を導入するか。
  - ③ これらの運用を踏まえ、事故救済制度の開始時期をどう考えるか。

## (2) 「事故」について

### (事故の発生地要件)

- 事故の発生地を神戸市内に限定することは難しいという意見が多かったことから、少なくとも海外は除くこととした上で、どこまでの範囲を対象とするかは、今後検討していくこととし、具体的な範囲は記載しないこととした。

### (住所要件)

- 事故の加害者（認知症の人）と被害者のいずれかが神戸市民であれば給付対象として良いのではないかとの意見が多かったため、それを踏まえた記載とした。

### ※ 検討課題

以下のようなケースで、賠償責任を負った家族（神戸市民）を給付対象とすることについてどう考えるか。

加害者（認知症の人）	：神戸市外在住（責任無能力）
加害者家族	：神戸市民（準監督義務者として賠償責任有り）
被害者	：神戸市外在住

**(3) 「別に定める上限の範囲内で、委員会の判定に基づき、給付金を支給する」について**

- 救済対象事故や救済額は、類似の救済制度を参考に設定すること、実損の補償ではなく上限を定めた定額支給を基本として検討することとした。これを踏まえ、「別に定める上限の範囲内で、(略)、給付金を支給する」と記載した。

**※ 検討課題**

給付金の支給の判定を行なう委員会を新たに設け、その判定に基づいて、支給することを想定し、「(略)、委員会の判定に基づき、(略)」と記載としたが、委員会の判定に基づき給付金を支給することについてどう考えるか。

- 下記の課題については、今後、具体的な運用を踏まえ検討していくこととする。
  - ・ 犯罪被害給付制度、労災保険、自賠責保険等にはない、物損やその他の損害（例：火災等の物損や電車の遅延損害等のその他の損害）を救済することについてどう考えるか。
  - ・ 法人が被った損害の取扱いをどう考えるか。（事業等に伴う損失への対応としては損害保険等がある）
  - ・ 個人が被った損害の内、事業等に伴う損害の取扱いをどう考えるか。（事業等に伴う損失への対応としては損害保険等がある）
  - ・ 認知症の人の起こした事故で、その方のご家族が被った損害の取扱いをどう考えるか。
  - ・ 被害者が他の救済制度（犯罪被害給付制度や労災保険、自賠責保険等）から給付を受けることが可能な場合や、加害者側から（任意の）損害賠償や、自身が加入する障害保険等から給付を受けることが可能な場合の減額調整についてどう考えるか。